

青森県警察指掌紋の取扱いに関する訓令

(制定：平成11年12月22日本部訓令第19号)

(概要)

この訓令は、指紋及び掌紋（以下「指掌紋」という。）の取扱いについて、「指掌紋取扱規則」（平成9年国家公安委員会規則第13号）及び「指掌紋取扱細則」（平成9年警察庁訓令第11号）に定めるもののほか、青森県警察における指掌紋の取扱いに関し、必要な事項を定めたものです。